
吉岡町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

吉岡町障害福祉 すまいるプラン

令和3年3月

吉岡町

目 次

序論 ～障害者施策の共通理念～	1
第1章 計画策定に当たって	3
1-1 策定の背景と目的	3
1-2 計画の期間	3
1-3 計画の法的位置づけと計画の構成	4
1-4 障害者福祉施策の対象者	5
1-5 障害者福祉に関わる国の動向（計画・法令等）	6
1-6 第6期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しの主なポイント	7
1-7 計画策定体制	10
(1) 検討体制	10
(2) 町民からの意見の反映（パブリックコメント）	10
第2章 障害福祉施策の現況	11
2-1 人口の推移	11
2-2 障害者手帳所持者等の現況	12
(1) 各種手帳所持者の動向	12
(2) 障害支援区分認定等の状況	16
2-3 計画の取組状況（障害福祉サービスの利用状況）	18
(1) 成果目標の達成状況	18
(2) 障害福祉サービス	19
第3章 障害福祉施策の基本理念	22
第4章 各計画の推進及び点検・評価	23
4-1 渋川地域自立支援協議会	23
(1) 法的位置づけ	23
(2) 協議会の役割	23
(3) 渋川地域自立支援協議会について	23
4-2 障害福祉施策の総合的な推進	24
(1) 施策相互の連携・ネットワーク化	24
(2) 国、県、近隣自治体との連携	24
(3) 専門的人材の育成・確保	24
(4) 財源の確保	24
4-3 点検及び評価の考え方	25

第6期障害福祉計画	27
第1章 障害福祉計画の基本目標・基本方針	29
1-1 基本目標	29
1-2 基本方針	29
第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	30
第3章 令和5年度の成果目標・活動指標	33
3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	34
3-2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	35
3-3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	36
3-4 福祉施設から一般就労への移行等	37
3-5 相談支援体制の充実・強化等	39
3-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	40
第4章 障害福祉サービスの見込量及び確保のための方策	41
4-1 自立支援給付の概要と見込量	42
(1) 訪問系サービス	42
(2) 日中活動系サービス	43
(3) 居住系サービス	48
(4) 相談支援	50
(5) 自立支援医療	51
(6) 補装具	51
4-2 地域生活支援事業の概要と見込量	52
(1) 必須事業	52
(2) 任意事業	57
4-3 障害福祉サービス等見込量の確保策	59
(1) 自立支援給付	59
(2) 地域生活支援事業	60
第2期障害児福祉計画	63
第1章 障害児福祉計画の基本目標・基本方針	65
1-1 基本目標	65
1-2 基本方針	65
第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	66
第3章 令和5年度の成果目標と活動指標	68

3-1	児童発達支援等の提供体制の整備等	68
3-2	医療的ニーズへの対応	69
3-3	子ども・子育て支援等の提供体制の整備	70
第4章	障害児支援等見込量及び確保のための方策	71
4-1	障害児支援の概要及び見込量	71
	(1) 障害児通所支援	71
	(2) 相談支援	73
	(3) 児童入所支援	74
4-2	指定障害福祉サービス等	74
資料編		75
<hr/>		
資料1	吉岡町障害者計画（概要）	77
資料2	障害者総合支援法の概要	79
資料3	用語の解説	81
資料4	吉岡町障害者計画等策定協議会	86
4-1	吉岡町障害者計画等策定協議会設置要綱	86
4-2	吉岡町障害者計画等策定協議会委員名簿	87

序論 ～障害者施策の共通理念～



第 1 章 計画策定に当たって

1 - 1 策定の背景と目的

本町では、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づく「吉岡町障害福祉計画」について、平成 19 年 3 月に第 1 期計画、平成 21 年 3 月に第 2 期計画、平成 24 年 3 月に第 3 期計画を策定し、障害者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障害福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

本計画は、「第 5 期吉岡町障害福祉計画」及び「第 1 期吉岡町障害児福祉計画」の計画期間が令和 2 年度末で終了することから、令和 3 年度を初年度とする「第 6 期吉岡町障害福祉計画」及び「第 2 期吉岡町障害児福祉計画」を策定するものです。

1 - 2 計画の期間

「第 6 期吉岡町障害福祉計画」及び「第 2 期吉岡町障害児福祉計画」は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間です。

「第 4 期吉岡町障害者計画」の計画期間は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間です。

■計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害福祉計画	第 4 期											
			...	第 5 期								
			...				第 6 期					
障害児福祉計画			...	第 1 期								
			...				第 2 期					
			...							第 3 期		
障害者計画	第 3 期											
				第 4 期								
										第 5 期		

1 - 3 計画の法的位置づけと計画の構成

<障害福祉計画>

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

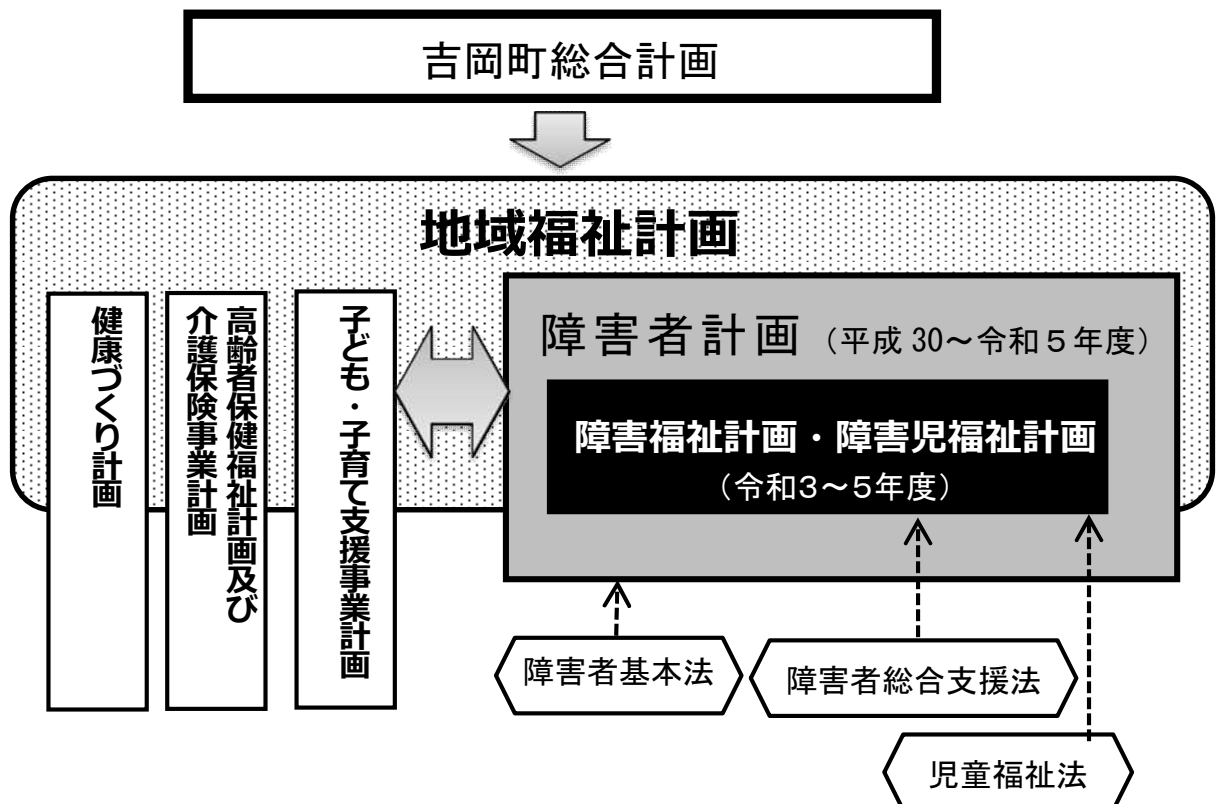
<障害児福祉計画>

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

<障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、町における障害者施策に関する基本的な計画です。

■上位計画との関係



1 - 4 障害者福祉施策の対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法等の以下の関連法を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人及び児童、また、高次脳機能障害のある人や難病患者を対象とします。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある”方を幅広く対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

1 - 5 障害者福祉に関わる国の動向（計画・法令等）

■国の動向（平成30年以降）

平成30年	3月 「障害者基本計画（第4次）」閣議決定
	4月 改正「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 障害者文化芸術推進計画策定が努力義務化（地方公共団体）
平成31年	3月 「障害者文化芸術推進計画」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・ 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・ 地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	6月 改正「障害者雇用促進法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2年	6月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

1 - 6 第 6 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しの主なポイント

①地域における生活の維持及び継続の推進

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点により、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

③福祉施設から一般就労への移行等

- 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第 5 期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援 A 型及び B 型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。
- 就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成 30 年度報酬改定の内容（就労定着率（過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ・農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ・大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ・高齢障害者に対する就労継続支援 B 型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本指針に記載する。

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載する。

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援のあり方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること
 - ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であることを基本指針に記載する。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があることを基本指針に記載する。

⑦相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

⑧障害者の社会参加を支える取組

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載する。

- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

⑨障害福祉サービス等の質の向上

- 近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

⑩障害福祉人材の確保

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

出典：障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和2年3月9日）

1 - 7 計画策定体制

(1) 検討体制

本計画の策定に当たり、調査、検討する機関として、当事者団体や関係団体代表者からなる「吉岡町障害者計画策定協議会」を開催しました。

(2) 町民からの意見の反映（パブリックコメント）

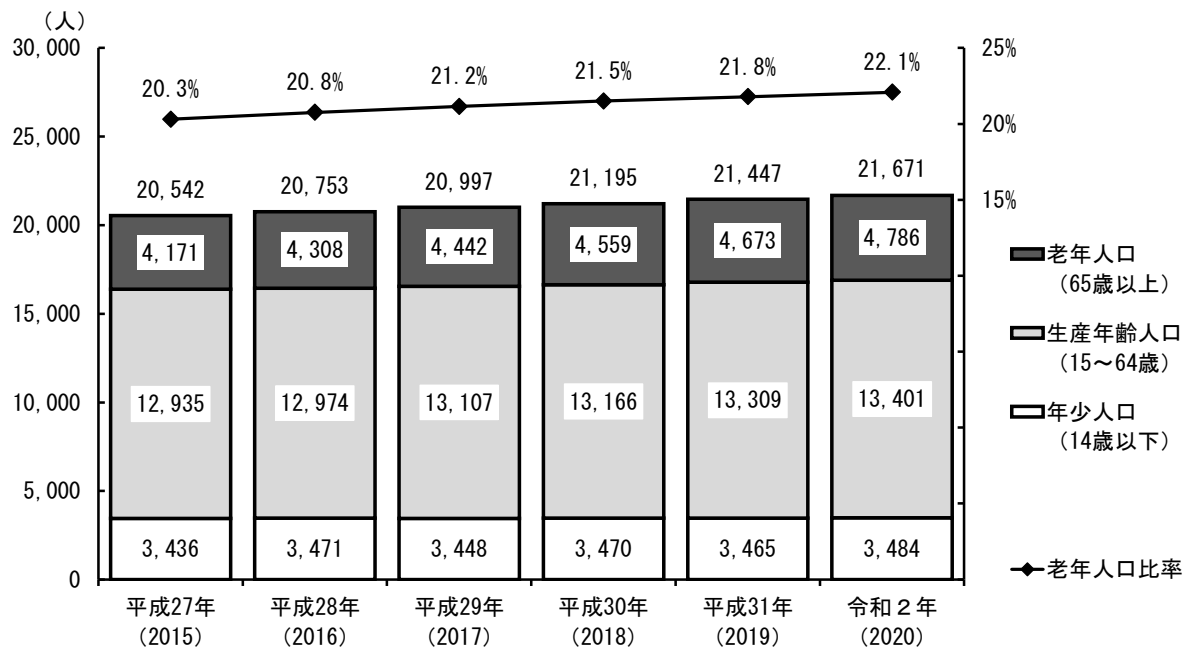
障害のある人の生活を地域で支える町民の意見を反映させるため、令和3年1月5日～1月25日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害福祉施策の現況

2-1 人口の推移

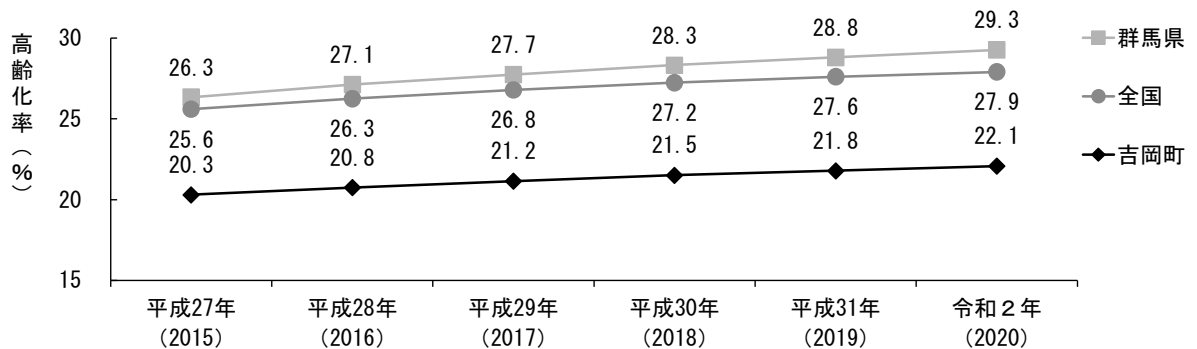
- ・我が国全体では人口減少が進む中、本町の総人口は増加が続いています。
- ・65歳以上の人口は増加の一途で、高齢化率（年齢不詳を除く総数に対する65歳以上の割合）は、令和2年現在22.1%となっています。
- ・高齢化率を群馬県平均や全国平均と比較すると、6ポイント弱～7ポイント強低い割合です。

■総人口の推移



出典：総務省 住民基本台帳人口（各年1月1日）

■高齢化率の推移



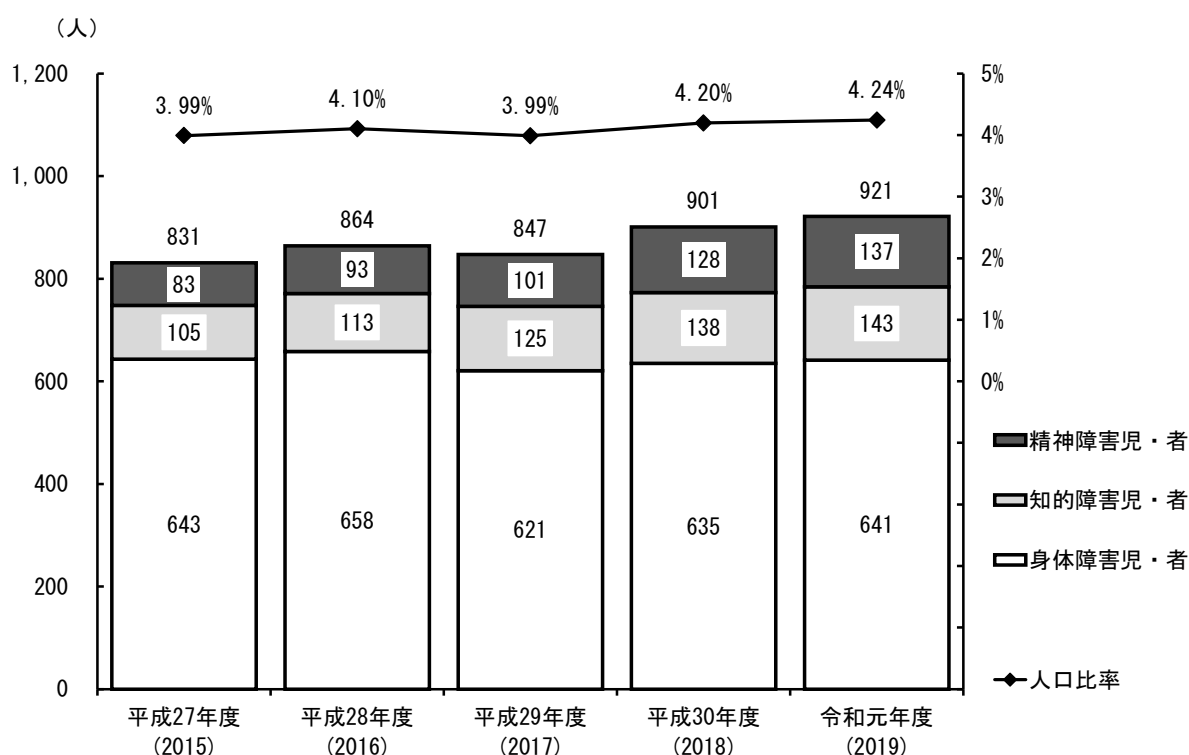
出典：総務省 住民基本台帳人口（各年1月1日）

2-2 障害者手帳所持者等の現況

(1) 各種手帳所持者の動向

各種手帳所持者数、人口比率ともに増加傾向にあり、令和元年度末現在の児童を含めた手帳所持者数は921人で、身体障害児・者641人、知的障害児・者143人、精神障害児・者137人となっています。重複障害など単純計算はできませんが、町民の4%程度が何らかの障害を有すると想定できます。

■障害種別手帳所持者数の推移(各年度末)



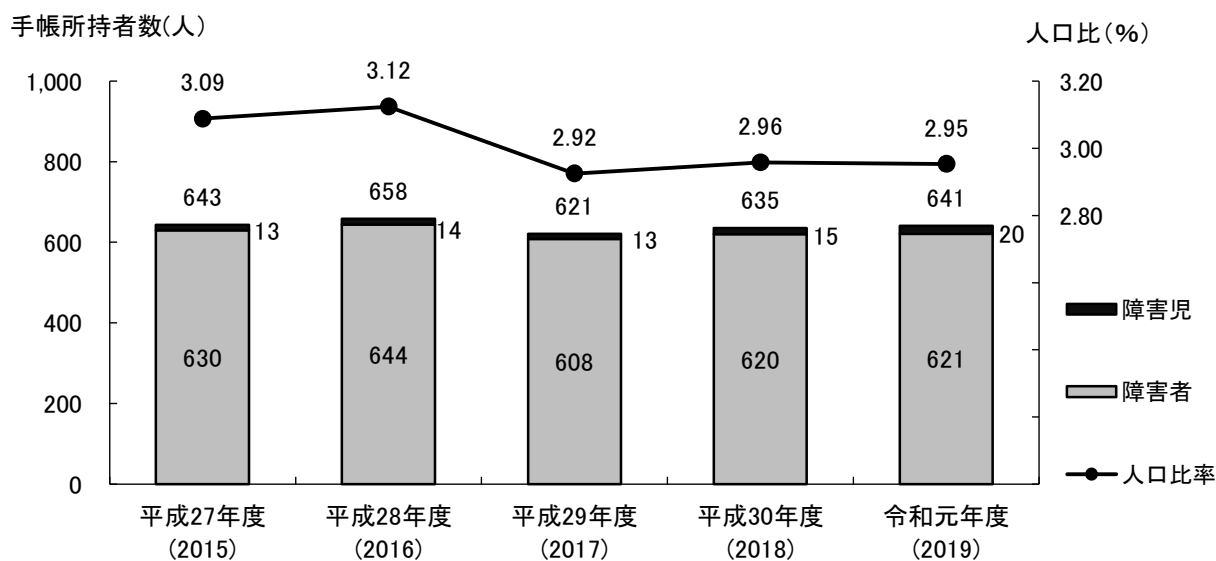
※重複障害があるため、実人数とは異なる。

出典：吉岡町 介護福祉課福祉室（各年度3月末日）

①身体障害者(児)

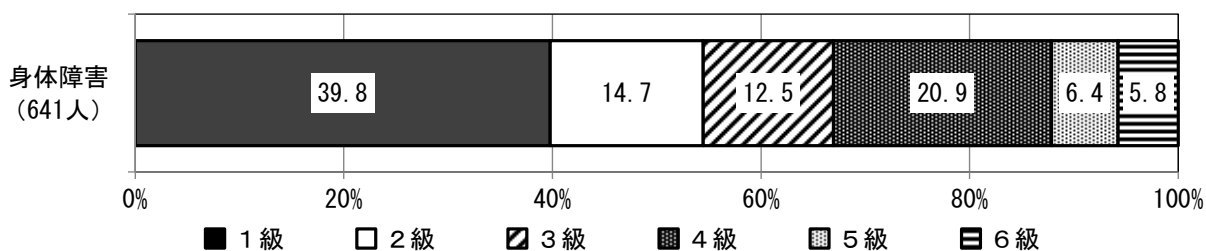
- ・身体障害者手帳所持者数は、平成29年度以降増加傾向にあり、特に障害児が増加しています。また、人口比率は3%前後で推移しています。
- ・手帳の級別をみると、「1級」の割合が39.8%と最も高く、次いで「4級」の割合が20.9%となっています。
- ・障害の内訳をみると、「肢体不自由」の割合が50.2%と最も高く、次いで「内部障害」が31.2%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末)



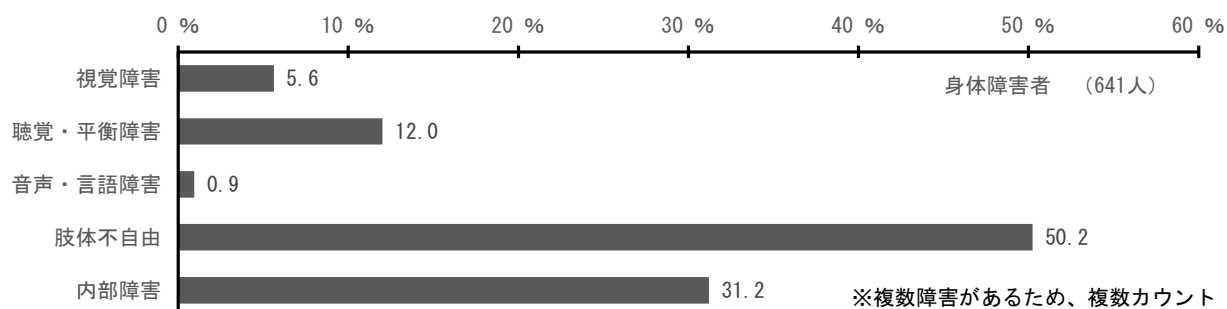
出典：吉岡町 介護福祉課福祉室（各年度3月末日）

■身体障害者手帳等級別割合(令和2年3月末)



※小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記しているため、合計値が100.0%となっていない

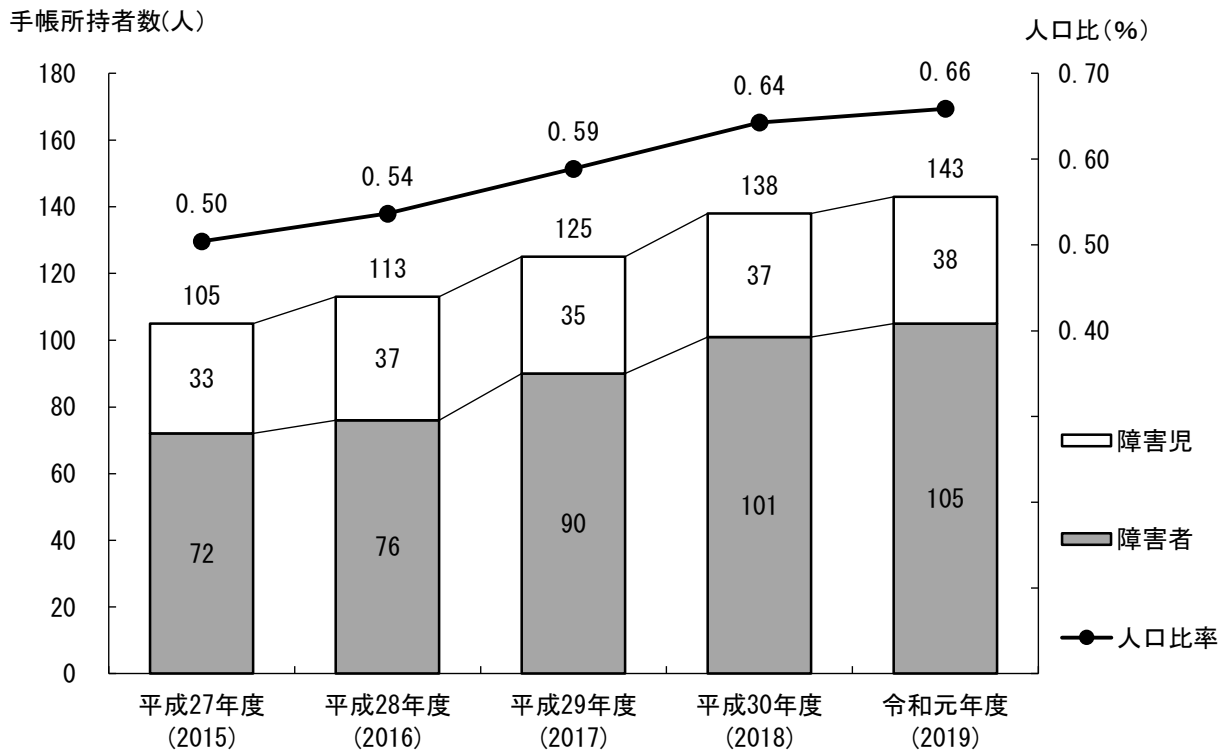
■部位別割合(令和2年3月末)



②知的障害者(児)

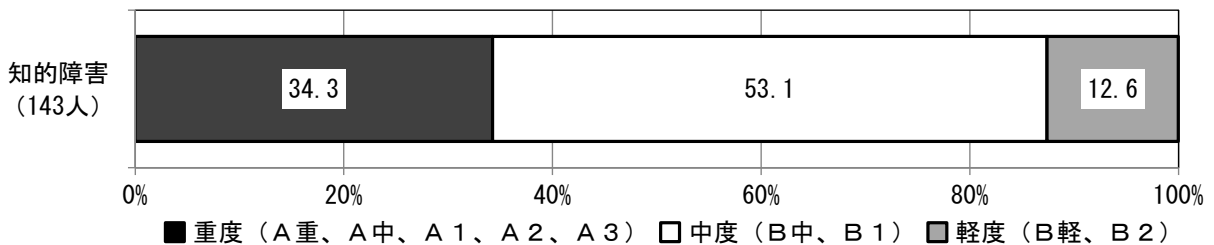
- ・療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度は143人（人口比：0.66%）となっています。
- ・区分（度）をみると、「中度（B中、B1）」の割合が53.1%と最も高く、次いで重度（A重、A中、A1、A2、A3）」が34.3%、「軽度（B軽、B2）」が12.6%となっています。

■療育手帳所持者数の推移(各年度末)



出典：吉岡町 介護福祉課福祉室（各年度3月末日）

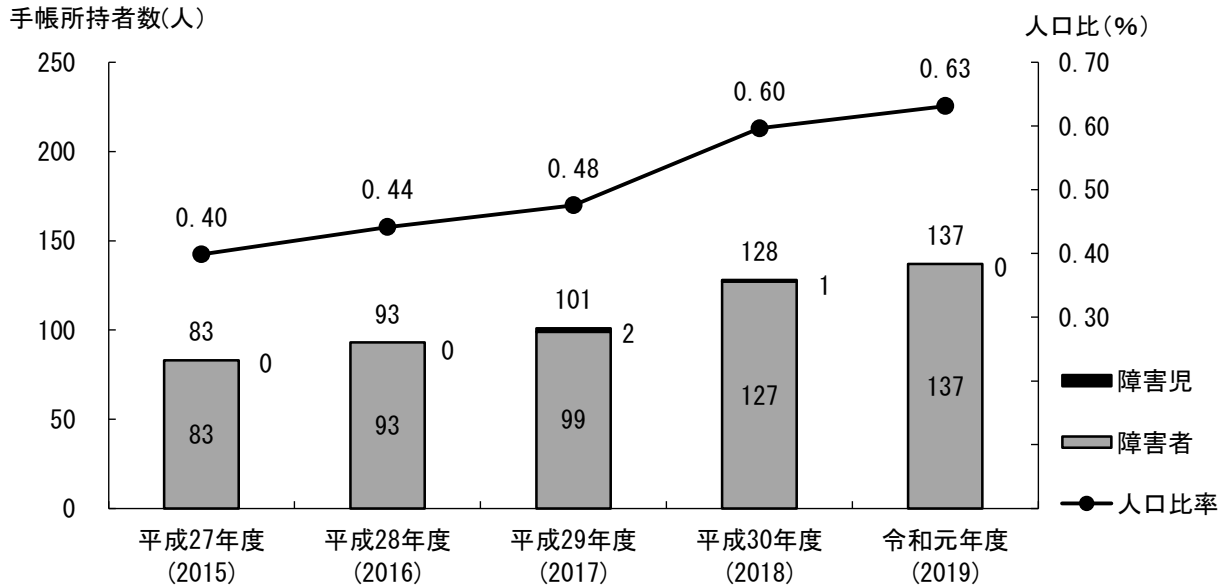
■療育手帳の区分（度）構成比(令和2年3月末)



③精神障害者（児）

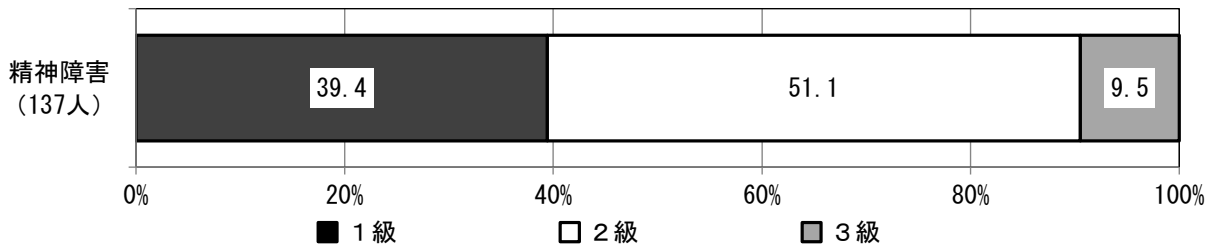
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しており、令和元年度は137人（人口比0.63%）となっています。
- ・等級別にみると、2級が51.1%、1級が39.4%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末）



出典：吉岡町 介護福祉課福祉室（各年度3月末日）

■精神障害者保健福祉手帳等級別の割合（令和2年3月末）



(2) 障害支援区分認定等の状況

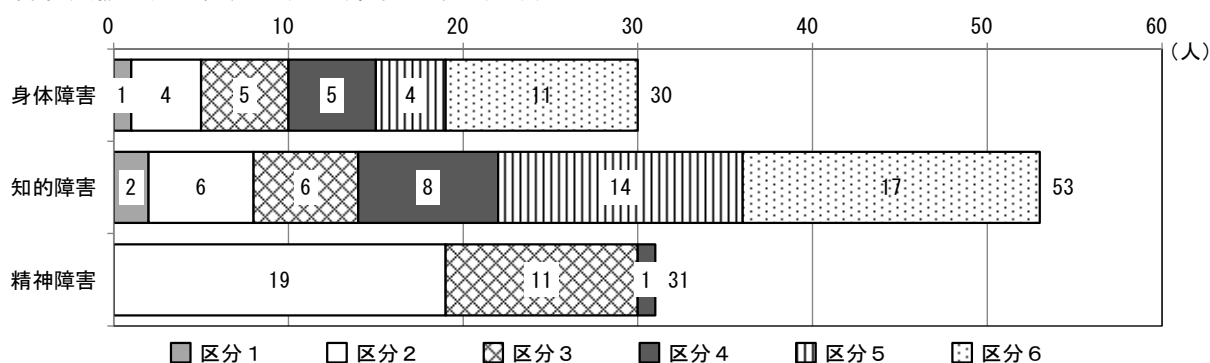
障害福祉サービスを利用するためには、サービスの必要性を総合的に判断する国の定めた心身の状況に関する 80 項目について調査を行います。

介護給付及び共同生活援助を利用する場合には、調査結果と医師の意見書を基に自立支援審査会で障害支援区分が認定されます。その他の訓練等給付及び障害児サービスについては、80 項目の調査等を基にサービスの必要性について判断をします。

令和 2 年 3 月現在、「障害支援区分認定者」は 114 人（身体障害 30 人、知的障害 53 人、精神障害 31 人）です。支援区分別の人数をみると、身体障害では区分 6 が 11 人、知的障害では区分 6 が 17 人、精神障害では区分 2 が 19 人となっています。

障害支援区分認定の申請は、各種手帳所持を要件としませんが、手帳所持者数（※ 児を除く）に対する比率は、身体障害者 4.8%、知的障害者が 50.5%、精神障害者が 22.6%となっています。

■ 障害支援区分の認定の状況 (令和 2 年 3 月末)



出典：吉岡町 介護福祉課福祉室（令和 2 年 3 月末日）

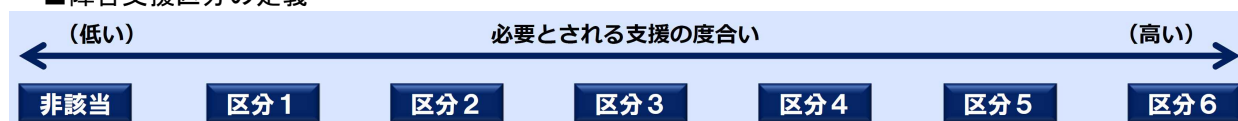
■障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)			
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)			
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危機の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用
3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)			
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	—	—
4. 行動障害に関連する項目(34項目)			
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水
			—
4-5 暴言暴行	4-10 落ち着きがない	4-15 不潔行為	4-20 不安定な行動
4-25 過食・反すう等	4-30 話がまとまらない		
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)			
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル

■障害支援区分認定の流れ



■障害支援区分の定義



出典：厚生労働省

2 - 3 計画の取組状況（障害福祉サービスの利用状況）

（1）成果目標の達成状況

成果目標の達成状況は下表のとおりです。

項目	数値目標	令和2年度 (見込み)
○施設入所者の地域生活への移行		
【目標①】 地域生活移行者数	2人 9.5%	1人 4.75%
令和2年度末における施設入所者数	20人	26人
【目標②】 施設入所者の削減	1人 4.8%	1人 4.8%
○精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築		
【目標】 保健、医療、福祉関係者による協議会の場の設置	1箇所	1箇所
○地域生活支援拠点等の整備		
【目標】 地域生活支援拠点等の整備	7箇所	8箇所
○福祉施設から一般就労への移行等		
【目標①】 令和2年度の一般就労移行者数	1人	1人
【目標②】 就労移行支援事業の利用者数	6人 (1.5倍)	6人 (1.5倍)
【目標③】 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合	5割	5割
【目標④】 支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合	8割	1割

(2) 障害福祉サービス

サービス別の計画値に対する実績は下表のとおりです。

○訪問系サービス

上段:計画値
下段:実績値

種類	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計画比 (令和元年度)
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	26	28	
22				23	29	
利用量		時間/月	527	616	660	64.1%
			457	395	400	

※令和2年度は見込み値

○日中活動系サービス

種類	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計画比 (令和元年度)
	生活介護	利用者数	人/月	31	33	
31				36	37	
利用量		人日/月	669	713	777	101.8%
			627	726	741	
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	0	1	1	0.0%
			0	0	0	
	利用量	人日/月	0	8	8	0.0%
			0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	2	2	2	150.0%
			2	3	2	
	利用量	人日/月	28	28	28	225.0%
			42	63	60	
就労移行支援	利用者数	人/月	5	5	6	120.0%
			4	6	6	
	利用量	人日/月	105	105	126	101.0%
			69	106	80	
就労継続支援(A型)	利用者数	人/月	9	11	12	63.6%
			9	7	8	
	利用量	人日/月	135	165	180	81.2%
			171	134	150	
就労継続支援(B型)	利用者数	人/月	33	35	36	85.7%
			31	30	31	
	利用量	人日/月	600	636	654	91.0%
			516	579	566	
就労定着支援	利用者数	人/月	2	3	4	0.0%
			0	0	1	
療養介護	利用者数	人/月	3	3	3	100.0%
			3	3	3	
短期入所	利用者数	人/月	8	8	9	37.5%
			8	3	3	
	利用量	人日/月	96	96	108	47.9%
			114	46	40	

○居住系サービス

種類	単位		平成	令和	令和	計画比 (令和元年度)
			30年度	元年度	2年度	
自立生活援助	利用量	人日/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
共同生活援助 (グループホーム)	利用量	人日/月	15	16	16	100.0%
			13	16	16	
施設入所支援	利用量	人日/月	22	21	26	123.8%
			23	26	26	
宿泊型自立訓練	利用量	人日/月	4	4	4	75.0%
			5	3	4	

○相談支援

種類	単位		平成	令和	令和	計画比 (令和元年度)
			30年度	元年度	2年度	
計画相談支援	利用者数	人/月	33	34	35	120.6%
			31	41	41	
地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	0	—
			0	0	1	
地域定着支援	利用者数	人/月	3	3	3	66.7%
			3	2	3	

○障害児支援

種類	単位		平成	令和	令和 ※	計画比 (令和元年度)
			30年度	元年度	2年度	
児童発達支援	利用児童数	人/月	8	9	10	166.7%
			11	15	15	
	利用量	人日/月	94	105	117	190.5%
			134	200	200	
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	37	43	48	81.4%
			33	35	43	
	利用量	人日/月	512	586	660	96.1%
			521	563	650	
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	0	1	2	0.0%
			0	0	2	
	利用量	人日/月	0	1	2	0.0%
			0	0	2	
医療型児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	0	—
			0	0	0	
	利用量	人日/月	0	0	0	—
			0	0	0	
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	0	—
			0	0	0	
	利用量	人日/月	0	0	0	—
			0	0	0	
福祉型児童入所支援	利用児童数	人/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
医療型児童入所支援	利用児童数	人/月	0	0	0	—
			0	0	0	
障害児相談支援	利用児童数	人/月	8	9	10	122.2%
			7	11	9	

○地域支援事業(必須事業)

上段:計画値
下段:実績値

種類	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 ※ 2年度	計画比 (令和元年度)
④成年後見制度利用支援事業	利用者数	人/年	1	1	1	500.0%
			1	5	2	
⑥意思疎通支援事業	派遣延人数	人	17	18	19	111.1%
			60	20	20	
⑦日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	延べ件数	件	1	1	1	300.0%
			0	3	1	
自立生活支援用具	延べ件数	件	2	2	2	200.0%
			2	4	2	
在宅療養等支援用具	延べ件数	件	4	4	4	50.0%
			0	2	4	
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	件	3	3	3	133.3%
			3	4	3	
排せつ管理支援用具	延べ件数	件	270	290	310	60.0%
			250	174	250	
居宅生活動作補助用具	延べ件数	件	1	1	1	100.0%
			0	1	1	
⑧手話奉仕員養成研修事業	修了者数	人	7	8	9	75.0%
			6	6	0	
⑨移動支援事業	か所数		11	11	11	127.3%
			11	14	11	
	実利用者数		22	24	26	83.3%
			20	20	20	
延べ利用時間数		1,450	1,500	1,550	75.1%	
		1,239	1,127	1,200		
⑩地域活動支援センター事業	町内	か所数	1	1	1	100.0%
			1	1	1	
		実利用者数	13	14	15	42.9%
	7		6	7		
	町外	か所数	3	3	3	100.0%
			3	3	3	
実利用者数		9	10	11	90.0%	
	5	9	11			

※令和2年度は見込み値

第3章 障害福祉施策の基本理念

本町では、これまで、ノーマライゼーションの理念に基づき本町が目指す将来像を実現していくために、「トライアルサポート 吉岡 ～障害がある人も、ない人も住みよいまち～」を基本理念に、障害者施策を推進してきました。

これからも、障害がある人が、住み慣れた地域で、自立した生活を送るとともに、自らの意志で決定し、様々なことに挑戦（トライ）するなど、自己実現できる環境づくり「トライアルサポート」に、継続して取り組む必要があります。

障害者福祉施策に関する3つの計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）の共通した基本理念を「トライアルサポート 吉岡 ～障害がある人も、ない人も住みよいまち～」とします。

障害がある人も、ない人も、誰もが垣根なく助けあいながら生活し、全ての町民が「すまいる（Smile）」になれる町づくりをとともに進めていくため、本計画を含めた3つの計画の愛称を「吉岡町障害福祉 すまいるプラン」とします。

基本理念

トライアルサポート 吉岡

～ 障害がある人も、ない人も住みよいまち ～

第4章 各計画の推進及び点検・評価

それぞれの計画を推進していくために、具体的な地域課題の解決等については渋川地域自立支援協議会において検討していくとともに、関係機関や近隣自治体との連携及び、国・県に対しては制度の充実等を求めています。

4-1 渋川地域自立支援協議会

(1) 法的位置づけ

自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会に位置づけられるものとして、渋川市、榛東村及び吉岡町が共同で「渋川地域自立支援協議会」を設置しています。

(2) 協議会の役割

協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。具体的な役割は下記のとおりです。

- ・ 相談支援事業者の運営評価等
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ 相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ・ その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(3) 渋川地域自立支援協議会について

協議会は、毎年7回開催する定例会議のほか、全体会議（年1回）、個別支援会議、特定課題会議（ワーキンググループ）により構成されています。

個別支援会議は、就労支援、生活全般、障害のある人に対する福祉制度や支援の活用等、様々なテーマで行われ、関係機関の担当者のほか、必要に応じて、本人や家族等が出席しています。

4 - 2 障害福祉施策の総合的な推進

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や町民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

(2) 国、県、近隣自治体との連携

本計画の内容は、吉岡町単独で対応できないものも含まれています。渋川地域自立支援協議会をはじめ近隣の自治体と連携、国、県の事業・制度の充実及び支援が必要なことなど、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

(3) 専門的人材の育成・確保

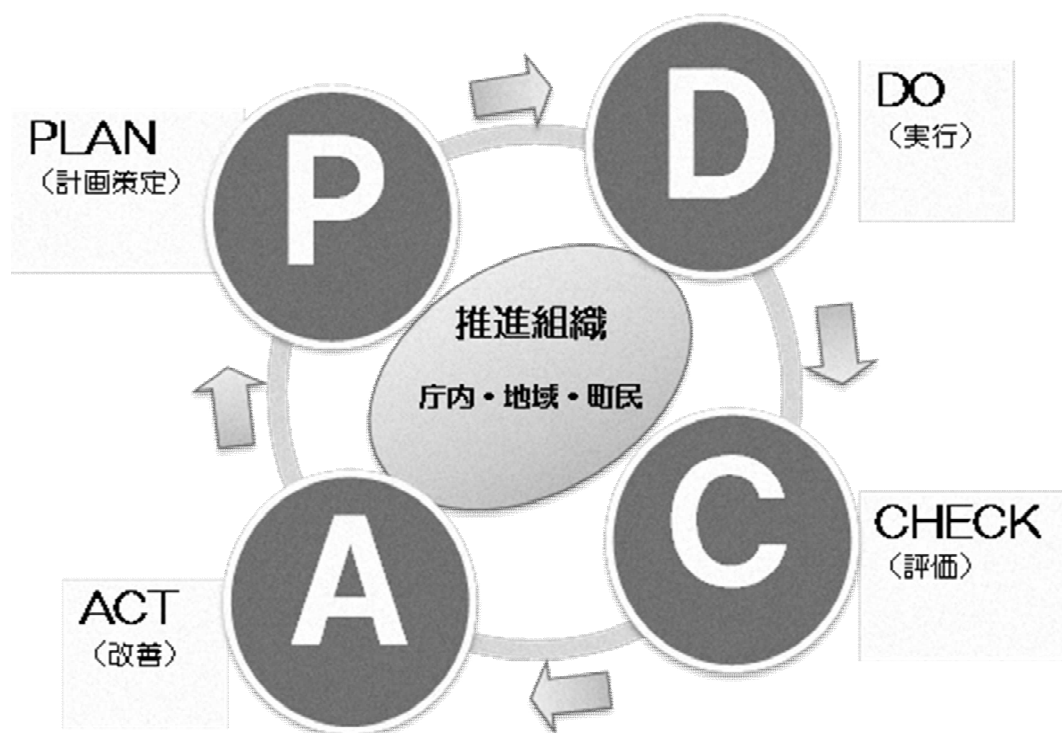
本計画に掲げられている各種施策を推進し、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上を目指すとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材を活用できる環境の確保に努めます。

(4) 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国・県に対し各種の補助制度の充実等、財政的支援について要望していきます。

4 - 3 点検及び評価の考え方

より実情にあったサービス提供体制を整備するため、サービスの供給量や地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況について点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。



第 6 期障害福祉計画



第1章 障害福祉計画の基本目標・基本方針

1-1 基本目標

吉岡町の障害福祉施策（3つの計画の共通）の基本理念を「トライアルサポート 吉岡 ～障害がある人も、ない人も住みよいまち～」とし、地域福祉計画の基本理念を「支えあい 地域つながる 町づくり ～笑顔あふれる助けあいのまち～」としています。障害のある人も、ない人も、笑顔で生活を送れるまちづくりに取り組んでいきます。

また、障害者総合支援法では、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現福祉の増進を図る」としています。

これらを踏まえ、障害福祉計画では、下記のとおり、基本目標及び基本方針を設定し、総合的な支援に取り組んでいきます。

基本目標

個々にあったサービスや支援を受けながら、笑顔で暮らせるまち

1-2 基本方針

（1）サービスを利用しながら、その人にあった暮らしの実現

障害のある人が、個々の状態に合わせて、必要なサービスや支援を受けながら、笑顔で生活ができるよう支援します。

（2）サービス基盤や支えあいの充実

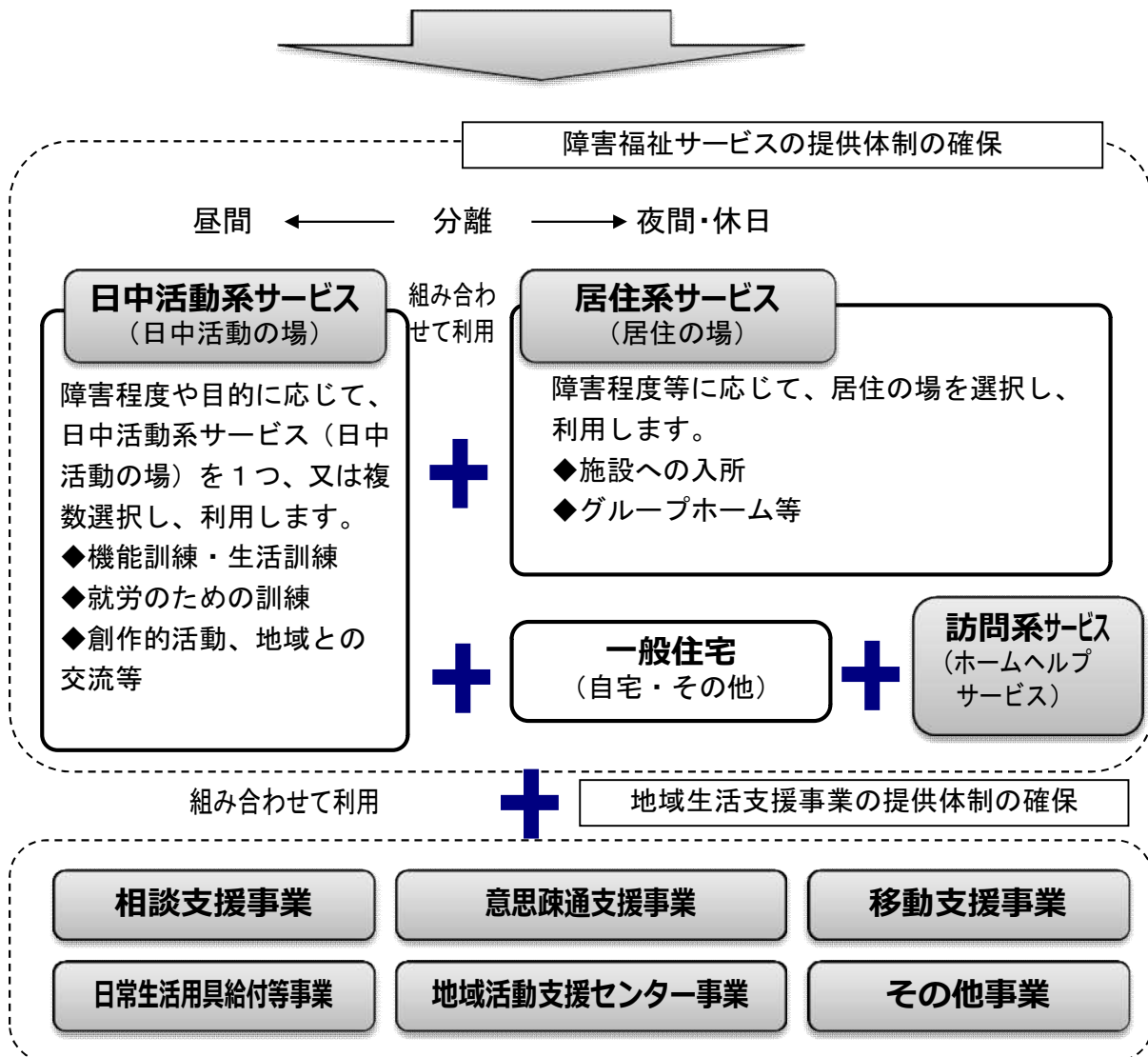
身近な地域におけるサービス拠点づくり、多様なサービスの提供基盤の充実を図るとともに、障害のある人に対する理解や支えあいの地域づくりを進めます。

第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和5年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実（活動指標の設定）を図り、自立した生活と「地域共生社会」の実現を目指します。

1. 必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



「1」～「6」は、国の基本指針で示された成果目標です。

■成果目標と活動指標

成果目標の設定

※「2」の(1)～(3)は、群馬県が設定

活動指標等の設定

(すべて町が設定／◎：活動指標)

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 施設入所者の地域生活移行者数
- (2) 施設入所者数の削減

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- グループホームの利用者数
- 相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【新規】 【県が目標を設定】
- (2) 精神病床の1年以上入院患者数 【県が目標を設定】
- (3) 精神病床における早期退院率 【県が目標を設定】

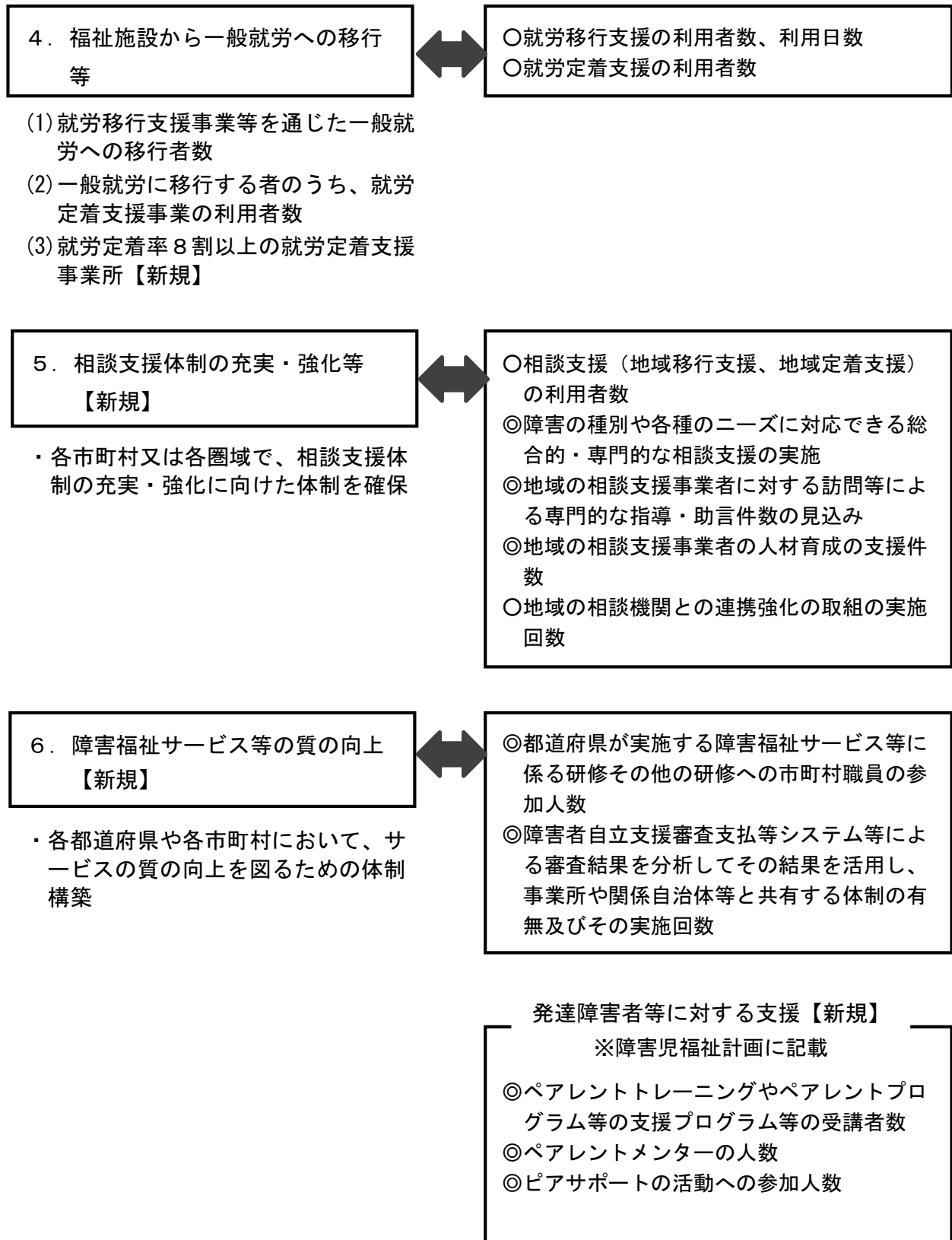
- ◎保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数【新規】
- ◎精神障害者の地域移行支援の利用者数【新規】
- ◎精神障害者の地域定着支援の利用者数【新規】
- ◎精神障害者の共同生活援助の利用者数【新規】
- ◎精神障害者の自立生活援助の利用者数【新規】

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ◎地域生活支援拠点等の設置箇所数
- ◎機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数【新規】

成果目標の設定

活動指標等の設定



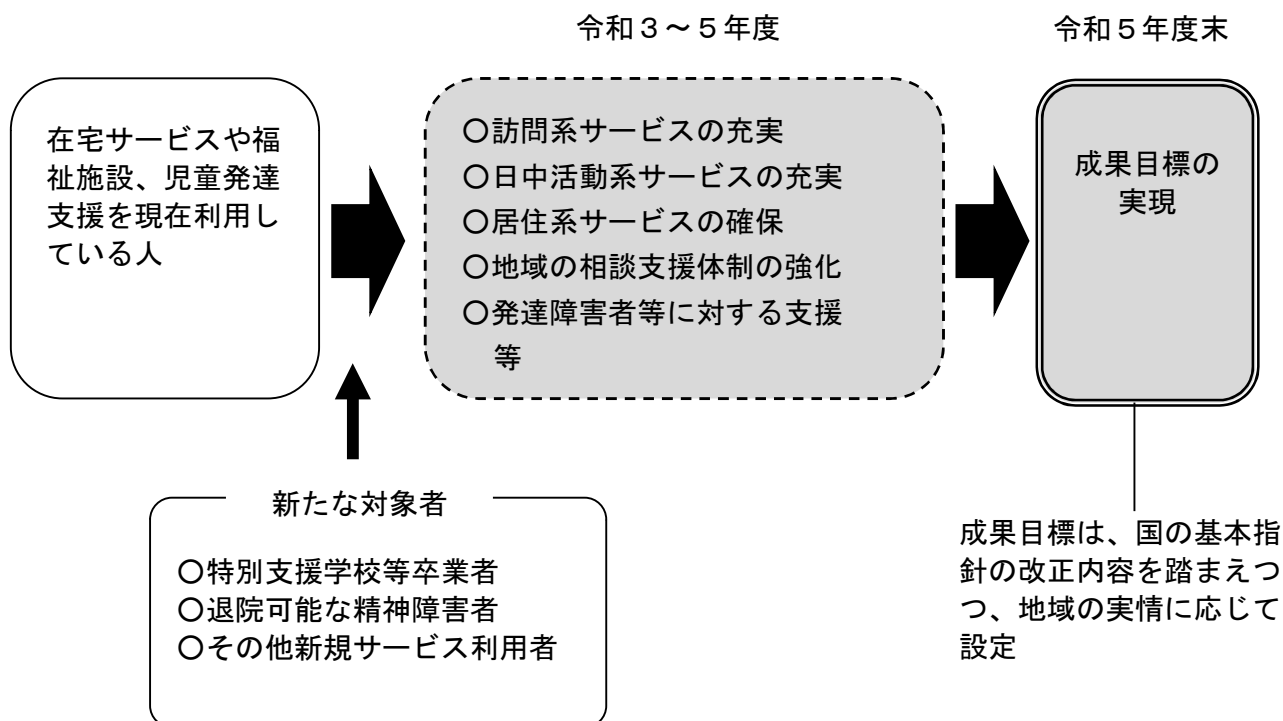
第3章 令和5年度の成果目標・活動指標

本計画では、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度の成果目標と計画期間の活動指標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 相談支援体制の充実・強化等【新規】
6. 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

6つの成果目標の設定に当たっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第6期における実績等により本町の実情に応じて設定します。

■成果目標実現までの流れ



3 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針等に基づき、施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標を下表のとおり設定します。

項目	数値	考え方
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数	26人	○令和元年度末時点において施設に入所している障害者の数
【目標①】 地域生活移行者数	2人 7.7%	○施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数 ○国の「基本指針」では、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末における施設入所者数	25人	
【目標②】 施設入所者の削減	1人 3.8%	○令和5年度末時点での施設入所者の削減目標（見込み）数 ○国の「基本指針」では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

3-2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

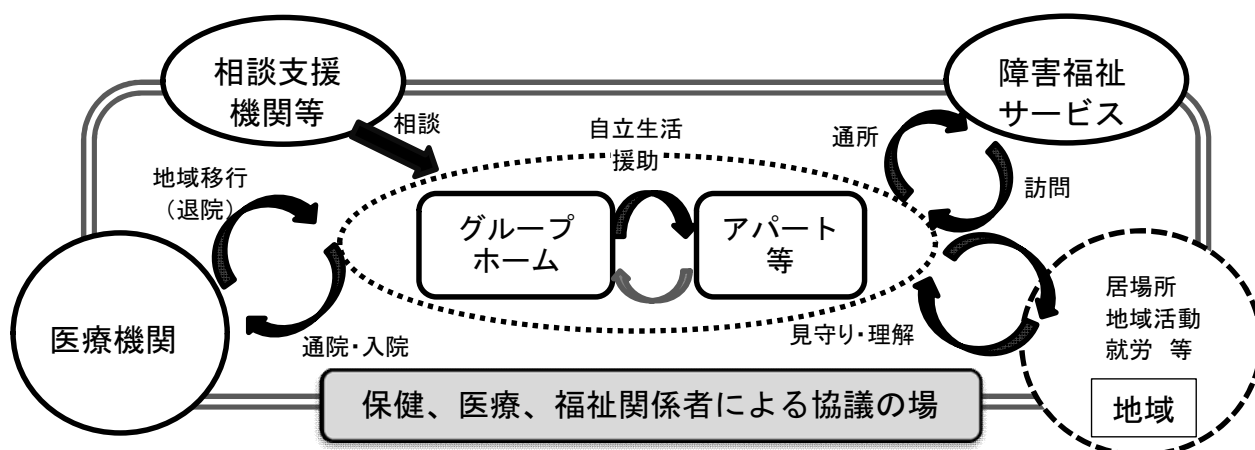
国の基本指針等に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する活動指標を下表のとおり設定します。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	○国の「基本指針（別表第1の八）」では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定するとされている。
【活動指標②】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	
【活動指標③】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	
【活動指標④】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	8人	9人	10人	
【活動指標⑤】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	

なお、次の成果目標については群馬県が設定予定です。

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【新規】
- (2) 精神病床の1年以上入院患者数
- (3) 精神病床における早期退院率

■精神障害に対応した地域包括ケアシステムの機能・役割



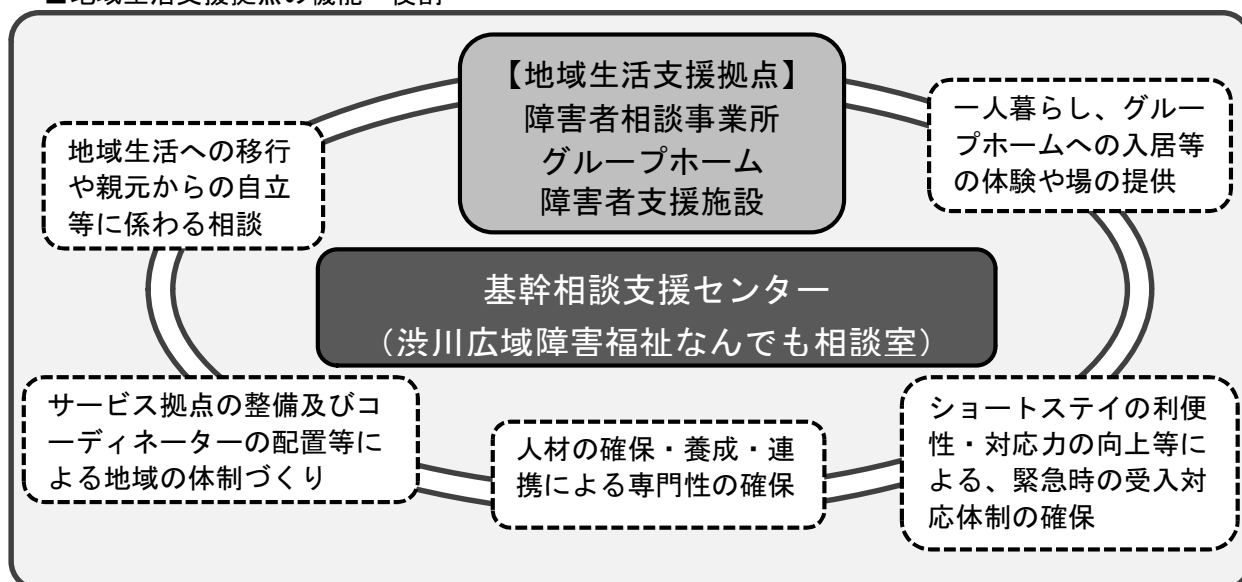
3-3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等は、地域で障害者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能を備えた体制です。

地域生活支援拠点等について、渋川地域自立支援協議会等の場を用いて、年1回以上運用状況を検証、検討しつつ、緊急時の受け入れ・対応をはじめ、計画課題に対応する必要な機能の充実を図ります。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討	年1回以上開催			○国の「基本指針」では、令和2年度末までに各市町村（又は各圏域）に、少なくとも1つ以上を整備することされている「地域生活支援拠点等」を令和5年度末までの間、1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする。
【活動指標①】 設置箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	○地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。※渋川圏域での数値
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	○地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。※渋川圏域での数値

■ 地域生活支援拠点の機能・役割

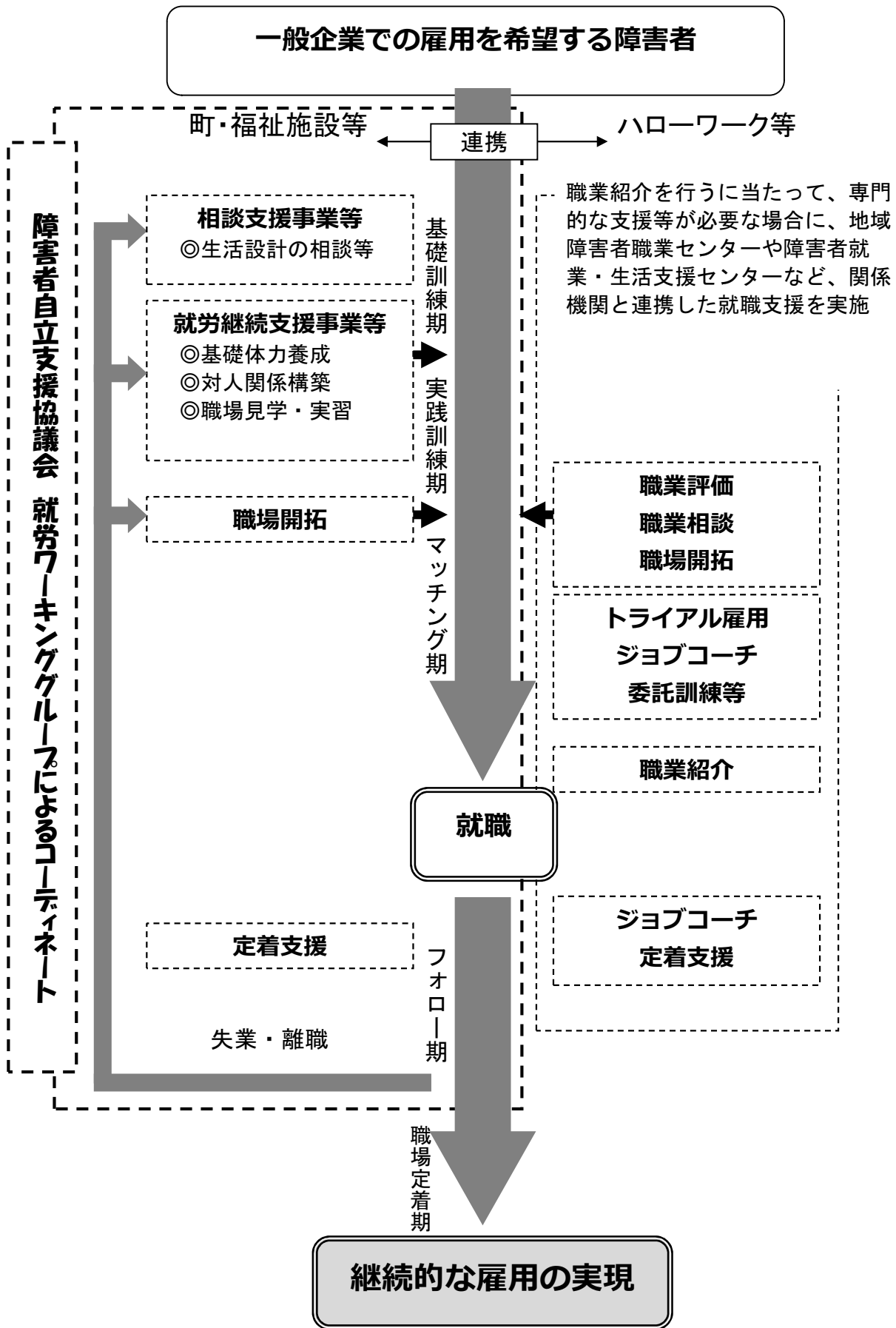


3 - 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針に基づき、「福祉施設から一般就労への移行等」について、下表のとおり設定します。

公共職業安定所などとの連携をより一層強化するとともに、相談支援事業における就労移行支援の充実を図ります。

項目	数値	考え方
【実績①】 令和元年度の 一般就労への移行者数	0人	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した者の数
【実績②～④】 令和元年度の 一般就労への移行者数		○令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数
就労移行支援事業	0人	
就労継続支援A型事業	0人	
就労継続支援B型事業	0人	
【目標①】 令和5年度の 一般就労移行者数	5人	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度までに一般就労する者の数 ○国の「基本指針」では、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業	3人	○1.30倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援A型事業	1人	○1.26倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	1人	○1.23倍以上とすることを基本とする。
【目標②】 就労移行支援事業の 利用者数	4人 (8割)	○国の「基本指針」では、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
【目標③】 就労移行支援事業の 就労定着率	7割	○国の「基本指針」では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。 ※「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



3 - 5 相談支援体制の充実・強化等

本町は、今後も基幹相談支援センター「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を中心に、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を継続するほか、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保				○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。 ○なお、これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討するとされている。
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	○障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	12回	12回	12回	○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ※渋川圏域での数値
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	6件	6件	6件	○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ※渋川圏域での数値
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	3回	3回	3回	○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。 ※渋川圏域での数値

3-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本町は、今後も群馬県による、町内事業所への訪問指導を含め、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

「活動指標②：障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有分析・共有」については、圏域での体制の構築等、取り組みを検討していきます。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築				○国の「基本指針」では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3人	4人	4人	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	1回	1回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。
	1回	1回	1回	

第4章 障害福祉サービスの見込量及び確保のための方策

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。なお、障害児に対するサービスに関しては「障害児福祉計画」に記載しています。

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援
		居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練
	地域相談支援給付		地域移行支援 地域定着支援
	計画相談支援給付		計画相談支援 （サービス利用支援、継続サービス利用支援）
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		車いす、義手、義足、補聴器など
	地域生活支援事業	必須事業	理解促進・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業		日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 福祉ホーム事業 自動車改造費補助事業 障害者虐待防止対策支援事業	

4-1 自立支援給付の概要と見込量

(1) 訪問系サービス

利用見込量については、過去の利用者数の増加率、一人当たりの利用平均時間を基に設定しています。

①居宅介護【介護給付】

自宅で介護が必要な人に対し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。

②重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人などを対象に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

③同行援護【介護給付】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

④行動援護【介護給付】

知的障害や精神障害により行動上の障害がある人などを対象に、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援【介護給付】

寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人などを対象に、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	実利用者数 （人）	22	23	29	29	30	31
	利用時間 （時間）	457	395	400	429	447	464

(2) 日中活動系サービス

利用見込量は、平成 29 年度の利用者数に、待機者数と特別支援学校卒業見込者数、一人当たりの平均利用日数等を考慮し設定しています。

就労定着支援は、過去の一般就労への移行状況等を参考に、利用意向があると想定し設定しています。

①生活介護【介護給付】

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・身体機能の状態から、在宅生活を維持することが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活をしたい人。
- ・病院は退院したが、介護等の支援が必要なため、直接地域生活へ移行することには、不安がある人。
- ・訓練施設を利用していたが、障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった人。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
生活介護	実利用者数 (人)	31	36	37	37	38	39
	利用日数 (人日)	627	726	741	746	766	785

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）〔訓練等給付〕

「機能訓練」は、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・病院で一通りのリハビリテーションは行ったが、地域において実生活を送る上では、家事等にまだ不安がある人。
- ・施設を退所し、地域生活へ移行するため、日常生活上の実践的なトレーニングを受けたい人。
- ・特別支援学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から作業をこなせるかどうか不安な人。

生活訓練は、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・施設を退所し、地域生活を送る上で、日常生活を営むための準備を行いたい人。
- ・長期間入院していたため、食事等の家事を行えない人。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
機能訓練	実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用日数 （人日）	0	0	0	8	8	8
生活訓練	実利用者数 （人）	2	3	2	3	3	4
	利用日数 （人日）	42	63	60	63	63	84

③就労移行支援【訓練等給付】

一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい人。
- ・就労していたが、体力や職場の環境に適応できずに離職となり、再度、訓練を受けて、適性に合った職場で働きたい人。
- ・施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい人。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
就労移行支援	実利用者数 （人）	4	6	6	6	7	8
	利用日数 （人日）	69	106	80	126	147	168

④就労継続支援【訓練等給付】

i) A型（雇用型）

一般企業での就労が困難な人等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練等、就労に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・特別支援学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している人。
- ・一般就労していて、体力や能力などの理由で離職したが、再度、就労の機会を通じて、能力等を高めたい人。
- ・施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している人。

ii) B型（非雇用型）

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練等、就労に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった人。
- ・一般就労をしていて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい人。
- ・施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難な人。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
A型（雇用型）	実利用者数 （人）	9	7	8	8	9	10
	利用日数 （人日）	171	134	150	153	172	191
B型（非雇用型）	実利用者数 （人）	31	30	31	32	33	34
	利用日数 （人日）	516	579	566	614	630	649

⑤就労定着支援【訓練等給付】

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
就労定着支援	実利用者数（人）	0	0	1	2	3	4

⑥療養介護【介護給付】

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援等、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人。
- ・入院医療に加え、常時の介護が必要な筋ジストロフィー症患者、重症心身障害者。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
療養介護	実利用者数（人）	3	3	3	3	3	3

⑦短期入所（ショートステイ）【介護給付】

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	8	3	3	4	5	6
	利用日数（人日）	114	46	40	54	68	81
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
	利用日数（人日）	0	0	0	14	14	14

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

利用見込量については、令和元年度の利用者数に、現待機者や過去の施設入所やグループホーム入居者の入所・入居の傾向を基に見込んだ新規利用による増加、一方で、施設入所者については地域移行等による退所による減少分を勘案し、設定しています。

自立支援生活援助については、グループホームからの地域移行の状況等を参考に、利用意向があると想定し設定しています。

① 自立生活援助【訓練等給付】

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時、必要な支援を行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

②共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕

知的・精神障害者で、地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援、食事や入浴、排せつ等の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたいと考えている人。
- ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい人。
- ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある人。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	実利用者数（人）	13	16	16	18	19	20

③施設入所支援〔介護給付〕

施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	実利用者数（人）	23	26	26	26	26	25

④宿泊型自立訓練〔訓練等給付〕

知的・精神障害者に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

■実績・見込み（月当たり）

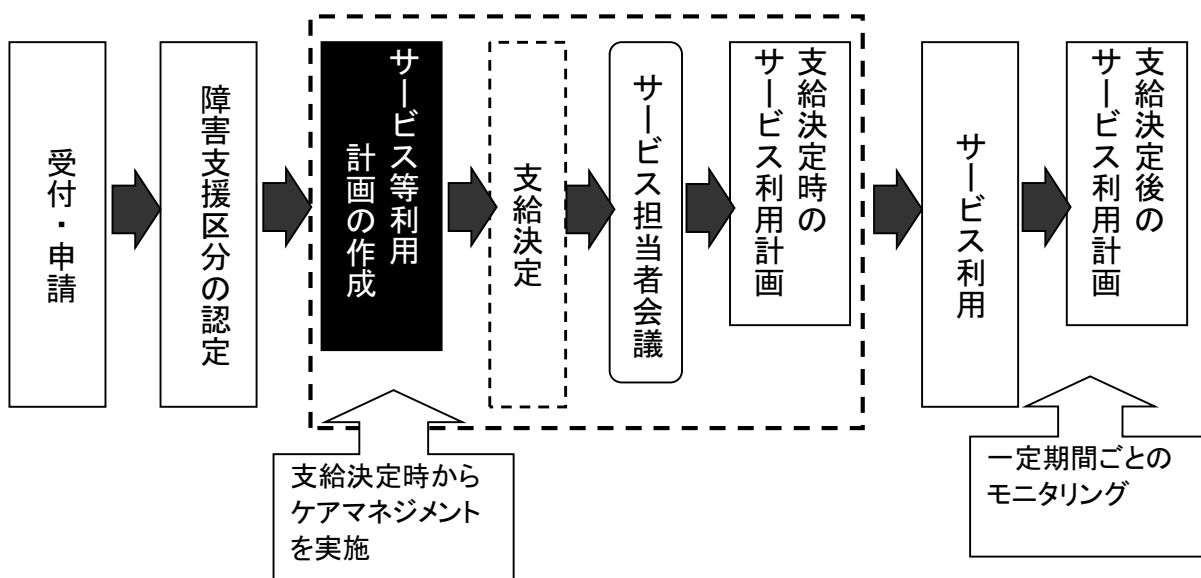
		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
宿泊型自立訓練	実利用者数（人）	5	3	4	4	4	4

(4) 相談支援

障害福祉サービスを利用する方に対し、サービス等利用計画の立案や定期的なモニタリングの実施、また事業所との連絡・調整等を支援します。

また、施設等から地域移行するための支援や、地域に定着して暮らすための支援を行います。

利用見込量については、過去の利用者数の増加率を勘案し設定しています。



■実績・見込み（月当たり）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	実利用者数（人）	31	41	41	42	43	44
相談支援	実利用者数（人）	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	実利用者数（人）	3	2	3	3	3	3

(5) 自立支援医療

原則として医療費の1割が自己負担となります。なお、所得や疾病・障害等に応じて自己負担上限額が設定されます。

①精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている方が対象。
指定医療機関等で治療上必要な医療を受けるとき支給されます。

②更生医療

18歳以上で身体障害者手帳所持者が対象。
障害の軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療を受けるとき支給されます。

③育成医療

身体に障害のある18歳未満の児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るための医療を受けるとき支給されます。

◆福祉医療費の支給（吉岡町）

障害者の早期診療による二次的障害の予防、進行防止、また日常の介護による家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、保険診療による自己負担分を支給しています。

○受給資格者

- ・身体障害者手帳1級又は2級
- ・療育手帳の判定A
- ・身体障害者手帳3級（入院のみ）
- ・障害者自立支援医療の精神通院医療認定者（精神通院医療のみ）
- ・国民年金法施行令別表の1級

(6) 補装具

補装具の購入や修理に要した費用について、原則9割を補装具費として支給します。「補装具は身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの」と定義されており、具体的には義肢・装具・車いす等が該当します。

4 - 2 地域生活支援事業の概要と見込量

地域生活支援事業は、障害のある人が障害福祉サービス等を利用しながら、地域で自立した生活ができるよう、各種の相談や必要な情報の提供と助言、虐待の防止等のための権利擁護、また意思疎通や移動を円滑にするための支援を、町が自主的に行う事業です。

第5期の実績等を踏まえつつ、障害のある人、発達支援の必要な児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

利用見込量は、過去の利用者数、利用件数の増加率等を勘案し算定しています。

(1) 必須事業

①理解促進・啓発事業

理解促進・啓発事業は、町民に対しての広報活動や障害のある人と実際にふれ合う場を提供し、障害のある人への理解を深めます。

吉岡町では、吉岡町社会福祉協議会に「障害者のつどい事業」を事業委託し、障害児・者及び全町民を対象にした新春コンサートを実施しています。

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害のある人とその家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

吉岡町では、吉岡町社会福祉協議会が行う身体障害者自立更生会及び知的障害児(者)親の会への団体育成事業に対し、補助金を交付することで活動の支援を行っています。また、その他の取組についても必要に応じて支援を行います。

③相談支援事業

i) 障害者相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するに当たっての必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

ii) 相談支援機能強化事業

専門的な相談支援等を必要とするときに対応できるよう、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談機能をより強化・充実します。

iii) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

■実績・見込み

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	委託数	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	設置数	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	委託数	1	1	1	1	1	1

- ・障害者相談支援事業は、渋川広域で設置している「渋川広域障害福祉なんでも相談室」と「よしおか相談支援事業所」へ委託し、実施しています。
- ・「渋川広域障害福祉なんでも相談室」へ、相談支援機能強化事業と住宅入居等支援事業を委託しています。
- ・地域自立支援協議会は渋川広域（渋川市、榛東村、吉岡町）で設置しています。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が、成年後見制度を利用するときに必要な手続等に係る費用の支援を行います。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 （人）	1	5	2	3	4	5

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、後見等業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	派遣延人数 （人）	60	20	20	22	24	26
手話通訳者設置事業	実設置者 （箇所）	1	1	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与するなど、日常生活の支援を行います。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
①介護・訓練支援用具	延件数	0	3	1	3	3	3
②自立生活支援用具	延件数	2	4	2	4	4	4
③在宅療養等支援用具	延件数	0	2	4	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	延件数	3	4	3	4	4	4
⑤排せつ管理支援用具	延件数	250	174	250	315	330	345
⑥居宅生活動作補助用具	延件数	0	1	1	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等の日常生活・社会生活を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。

講習会には入門課程と基礎課程があります。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
修了者数		6 （基礎）	6 （入門）	中止 （入門）	7 （入門）	8 （基礎）	9 （入門）

⑨移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害のある人などに対し、外出のための支援を行います。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
実利用者数		20	20	20	20	20	20
延利用時間数		1,239	1,127	1,200	1,200	1,200	1,200

⑩地域活動支援センター事業

障害のある人等の地域生活を支援するために、地域活動支援センターを設置し、基礎的事業として、利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。

地域活動支援センターには、下記の3つのタイプがあります。

タイプ	事業内容	1日当たりの利用者数の基準
I型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成、障害に対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。	概ね20名以上
II型	地域において雇用・就労が困難な在宅で生活している障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。	概ね15名以上
III型	小規模作業所としての実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている作業所が、地域で生活をしている障害のある人を対象に通所による援護事業を実施する。	概ね10名以上

■実績・見込み（年間）

		第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
町内	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	7	6	7	7	8	8
町外	箇所数	3	3	3	3	3	3
	実利用者数	5	9	11	12	13	13

町内の地域活動支援センターは、現在、I型のみとなっています。なお、病院を拠点とした施設であることから、県内の各地からの利用者があり、本町の利用者は、当該施設の1割弱程度となっています。

特に精神障害のある人にとっては、身近な地域の居場所が重要であることから、需要に応じた事業内容等を検討していきます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

i) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場と家族の就労支援や介護者の一時的な休息を確保するために、日中、一時的に見守り等の支援が必要とされる障害のある人等に対し、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設、学校の空き教室等において、活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等を行います。

■実績・見込み（年間）

	第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
	30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
箇所数	9	9	9	9	9	9
実利用者数	12	10	14	15	15	15
延利用者数	376	738	440	470	470	470

ii) サービスステーション事業

障害児（者）の介助者や保護者が一時的に介護ができない場合、群馬県へ登録を行っている24時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。

吉岡町が介護を委託しているサービスステーションは県内に3箇所です。

■実績・見込み（年間）

	第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
	30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
実利用者数	5	5	5	5	5	5
延利用者数	16	28	28	28	28	28

②訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、居宅を訪問し、入浴のサポートを行います。

■実績・見込み（年間）

	第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
	30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
実利用者数	3	2	2	2	3	3
延利用者数	183	131	180	180	270	270

③福祉ホーム事業

家庭環境・住宅事情等の理由によって現に住居を求めている障害のある人に、独立して生活を営む場を提供します。

■実績・見込み（年間）

	第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
	30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
箇所数	1	1	1	1	1	1
延利用者数	1	1	1	1	1	1

④自動車改造費補助事業

上肢・下肢又は体幹機能に障害のある人が所有し、運転しようとする自動車を運転しやすいように手動装置等を改造する場合、改造に要する費用に対して補助金を交付します。

■利用者数の実績・見込み（年間）

	第5期計画（実績）			第6期計画（利用見込量）		
	30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
利用者数	0	0	1	1	1	1

⑤障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を行います。

4 - 3 障害福祉サービス等見込量の確保策

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス

NPO法人等によりサービスの提供が行われています。今後、訪問系サービスの需要の増加が見込まれることから、自立支援協議会等を通して積極的に新たな事業者の参入を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、地域生活を営む上での訓練や、居宅で生活している障害のある人の日中活動の場として重要なサービスとなっています。

就労訓練等は、地域の施設や社会資源を活かし、一般就労への移行のため、障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、必要なサービス量の確保を図ります。

③居住系サービス

支援が必要な障害のある人の住まいの場を提供するサービスとして、日中活動とあわせて必要なサービスとなっています。

入所施設からの移行先としてグループホームの需要が見込まれることから、既存施設等を活用し必要なサービス量の確保を図ります。

(2) 地域生活支援事業

①理解促進・啓発事業

今後も吉岡町社会福祉協議会へ「障害者のつどい事業」を事業委託し、障害児・者及び全町民を対象とした「新春コンサート」事業を実施していきます。

②自発的活動支援事業

今後も吉岡町社会福祉協議会を通じて、団体育成に係る補助金を交付することにより、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援します。

③相談支援事業

「渋川広域障害福祉なんでも相談室」と「よしおか相談支援事業所」に委託をし、相談支援事業を行っています。事業の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

本町では、障害や認知症によって判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、令和3年度に中核機関を設立し、成年後見制度等の広報や利用促進を図るとともに、成年後見制度利用支援事業を引き続き実施します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

本町では、令和元年度まで実績はありません。利用の希望があった場合、検討・対応を行います。

⑥意思疎通支援事業

町単独での通訳者の確保が困難なため、当面の間、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザへ、手話通訳者設置事業については渋川広域障害福祉なんでも相談室に委託し、必要なサービスの確保を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

給付に当たっては、適正な用具をより低廉な価格で提供する業者等に委託し、必要な日常生活用具の給付を実施します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

講習会開催について、吉岡町社会福祉協議会へ事業委託し、引き続き手話奉仕員養成講座を実施します。今後は、他市町村との共同実施等、地域の実情に合わせて実施していきます。

⑨移動支援事業

利用者のニーズに合わせ、事業者が選択できるように委託先事業者の確保を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

雇用されることが困難な障害のある人の活動の場の提供を図るため、地域活動支援センターⅠ型「地域活動支援センターよしおか」へ引き続き委託し実施します。

⑪日中一時支援事業

町内と障害保健福祉圏域内のサービス提供事業所を中心に、日中一時支援サービスを提供します。

⑫訪問入浴サービス事業

需要に応じたサービスを提供できるよう、サービス提供事業者を確保するとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。

⑬福祉ホーム事業

サービスを必要とする方に住居が提供できるよう、サービス提供事業者等との連携を図りながら進めていきます。

⑭自動車改造費補助事業

サービスの周知を図るとともに、需要に応じて補助を行います。

⑮障害者虐待防止対策支援事業

引き続き渋川広域障害福祉なんでも相談室へ委託し実施します。

第 2 期障害児福祉計画



第 1 章 障害児福祉計画の基本目標・基本方針

1 - 1 基本目標

吉岡町の障害福祉施策（3つの計画の共通）の基本理念を「トライアルサポート 吉岡 ～障害がある人も、ない人も住みよいまち～」としています。また、子ども・子育て支援事業計画では、障害の有無にかかわらず、「子どもたちの夢を育てるまち 吉岡～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～」を基本理念として、子ども一人一人が本来もっている育つ力を伸ばす支援に取り組んでいます。

障害児福祉計画では、基本目標・基本方針を下記のとおり設定し、障害のある児童や保護者が必要とするサービスを適切な利用と、サービスの確保と提供に努めます。

基本目標

一人一人の可能性に応じた切れ目のない支援

1 - 2 基本方針

（1）一人一人のニーズの把握と適切な支援

障害のある児童一人一人のニーズを適切に把握し、児童の適性等に応じたサービスの利用を促進します。

（2）地域や関係機関との連携による障害児支援体制の充実

地域や保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、児童の年齢や発達段階による切れ目のない支援を目指します。

第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

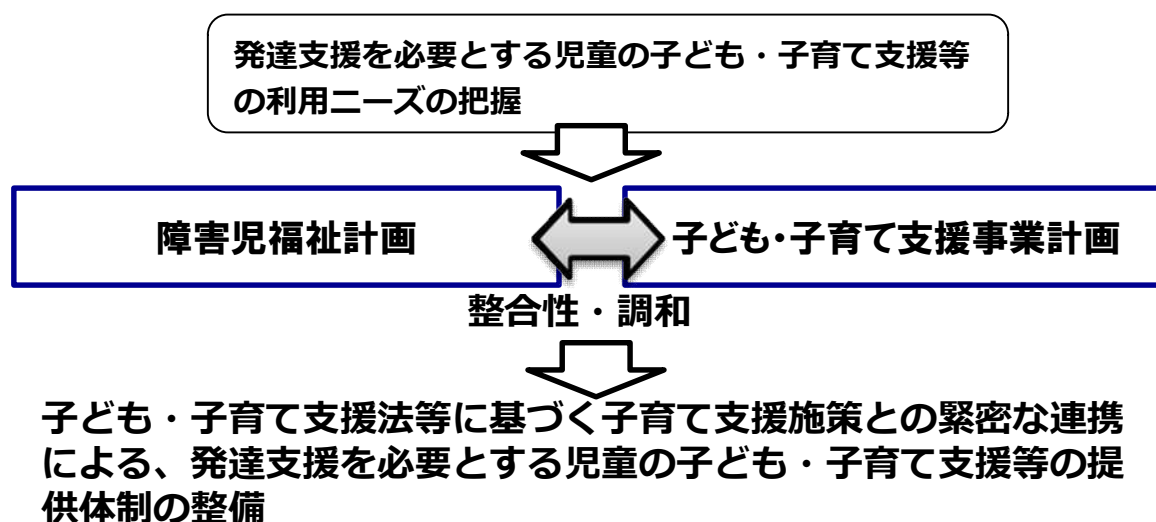
障害児福祉計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援などを見すえて、障害児支援の提供体制を計画的に確保することを目的としており、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、次の項目について記載します。

■障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

区分	項目
義務	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
義務	各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
努力義務	指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
努力義務	医療機関、教育機関等の関係機関との連携
その他 (一部)	計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること(義務)
	計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること(努力義務)
	他の計画と調和が保たれること(義務)

資料：社会保障審議会第83回障害者部会資料(参考資料2)より作成

また、障害児福祉計画は、基本指針において、発達支援の必要有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が盛り込まれています。



成果目標の設定

※「1」(3)は、群馬県が設定

1. 児童発達支援等の提供体制の整備等

- (1) 児童発達支援センターの設置
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- (3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【県が目標を設定】

活動指標等の設定

(すべて町が設定／◎活動指標)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数

2. 医療的ニーズへの対応

- (1) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (2) 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置
- (3) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- ◎医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

3. 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

- 保育所における発達支援児の利用人数
- 認定こども園における発達支援児の利用人数
- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における発達支援児の利用人数

発達障害者等に対する支援【新規】

- ◎ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ◎ペアレントメンターの人数
- ◎ピアサポートの活動への参加人数

第3章 令和5年度の成果目標と活動指標

本計画では、児童の健やかな育成のために、令和5年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値（成果目標）及び活動指標を設定します。成果目標等の設定に当たっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第1期における実績等に応じて設定します。

1. 児童発達支援等の提供体制の整備等
2. 医療的ニーズへの対応
3. 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

3-1 児童発達支援等の提供体制の整備等

本町では、「渋川広域障害福祉なんでも相談室」等で、児童発達支援等に対応しているほか、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後も「渋川地域自立支援協議会 こども部会」等を通じて関係機関の連携強化を図りつつ、就学後の療育及び家族のレスパイトケアを担う放課後等デイサービス事業所の適正配置など、重層的な地域支援体制の更なる充実を進めます。

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ※圏域で整備
【目標②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。

3-2 医療的ニーズへの対応

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場としては、「渋川地域自立支援協議会 医療的ケア児支援部会」を設置しています。

更に、医療的ケア児等に関するコーディネーターは、令和2年度現在2名を「渋川地域自立支援協議会 医療的ケア児支援部会」に配置しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後も、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、「渋川地域自立支援協議会 医療的ケア児支援部会」等を通じて、医療的ケアの関係者や関係機関との連携強化を図ります。

項目	数値	考え方
【目標③】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、保育所等訪問支援事業を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 ※圏域で整備
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	○国の「基本指針」では、平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ※圏域で整備
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 ※圏域で整備

3-3 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

本町は、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	1	1	○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
【活動指標②】 ペアレントメンターの人数	0	1	2	○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
【活動指標③】 ピアサポートの活動への参加人数	0	2	3	○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

第4章 障害児支援等見込量及び確保のための方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

障害児支援等	障害児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障害児相談支援	障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助	
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	
	障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	※県が行うもの
		医療型障害児入所支援	

4-1 障害児支援の概要及び見込量

利用見込量は、過去の利用者数の増加率、一人当たりの平均利用日数を基に算出しています。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第1期計画（実績）			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用児童数（人）	11	15	15	16	17	18
	利用日数（人日）	134	200	200	213	227	240

②放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上や社会との交流促進のために必要なサービスを提供します。

■実績・見込み（月当たり）

		第1期計画（実績）			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
放課後等 デイサービス	利用児童数 （人）	33	35	43	46	48	50
	利用日数 （人日）	521	563	650	726	758	789

③保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第1期計画（実績）			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
保育所等訪問 支援	利用児童数 （人）	0	0	2	2	2	3
	利用日数 （人日）	0	0	2	2	2	3

④医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療も行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第1期計画（実績）			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
医療型児童発達 支援	利用児童数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用日数 （人日）	0	0	0	15	15	15

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第1期計画（実績）			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用日数 （人日）	0	0	0	1	1	1

（2）相談支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援サービスの利用前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。

■実績・見込み（月当たり）

		第1期計画（実績）			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	実利用者数 （人）	7	11	9	15	16	17

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

■実績・見込み（月当たり）

		第1期計画（実績）			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
コーディネーター	配置人数 （人）	0	1	2	3	4	5

(3) 児童入所支援

①福祉型児童入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。(県が実施主体です。)

②医療型児童入所支援

医療の必要な児童を入所させて、医療の提供のほか、日常生活の介護等を行います。(県が実施主体です。)

■実績・見込み(月当たり)

	第1期計画(実績)			第2期計画(利用見込量)		
	30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
福祉型児童入所支援(人)	0	0	0	1	1	1
医療型児童入所支援(人)	0	0	0	1	1	1

4-2 指定障害福祉サービス等

障害者(18歳以上)を対象とした指定障害福祉サービス等のうち、障害児が利用可能な主なサービスは次のとおりです。

①指定障害福祉サービス

- ・訪問系サービス:居宅介護・行動援護・重度障害者等包括支援、同行援護
- ・日中活動系サービス:短期入所

②地域生活支援事業

(必須事業)

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

(任意事業)

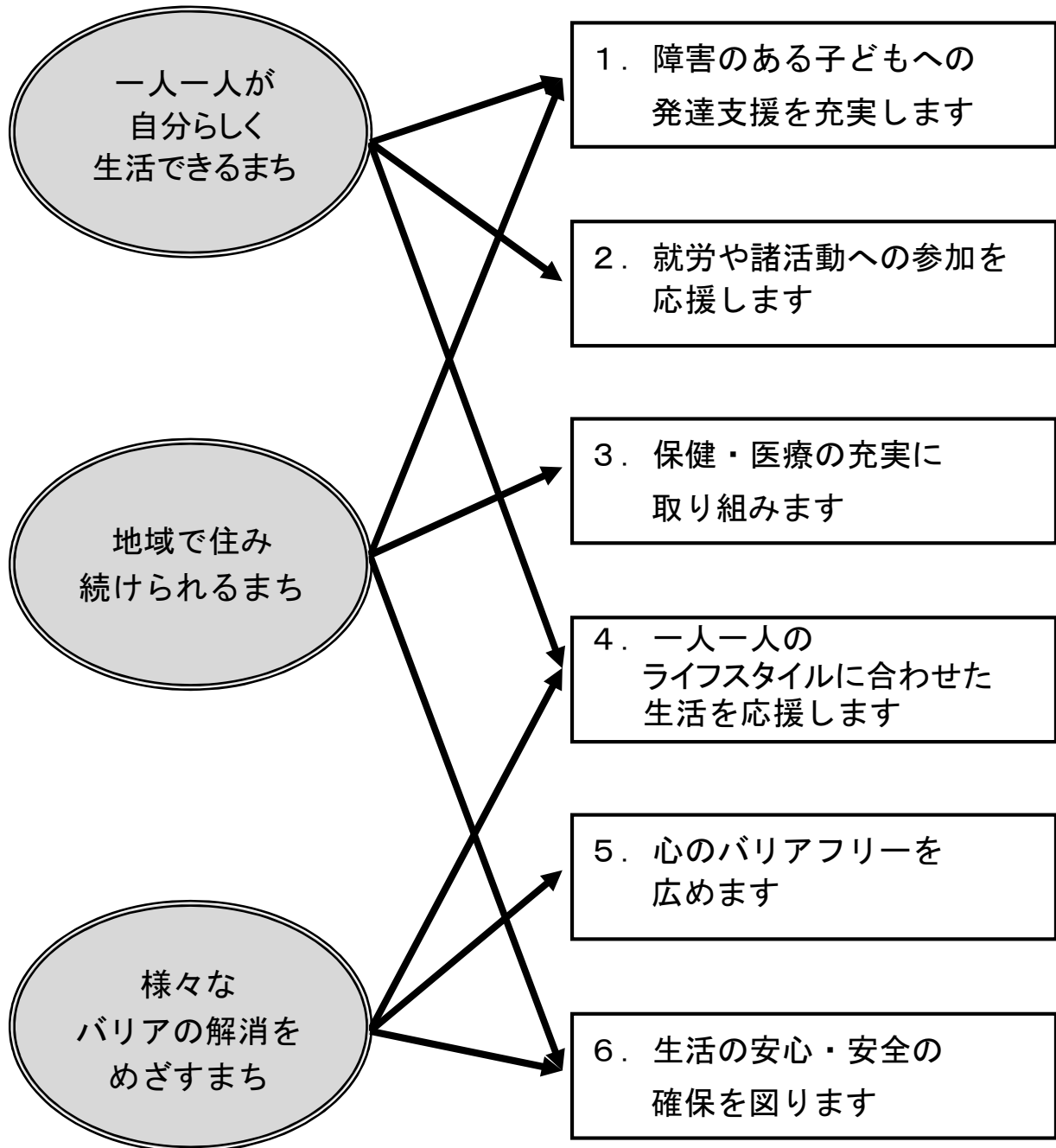
- ・日中一時支援事業

資料編

資料 1 吉岡町障害者計画（概要）

【基本方針】

【施策（取り組み）】



施策 1. 障害のある子どもへの発達支援を充実します

障害の多様化に対応した保育や教育の充実や、子どもや保護者に対して乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育、育成支援を一人一人のニーズに応じて推進します。また、保護者に情報提供及び継続的に相談支援を行い、保護者との十分な連携に努めます。

施策 2. 就労や諸活動への参加を応援します

働くことにより生活を支え、社会参加や自己実現を目指すための自立と生きがいを得るため、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。

また、地域活動やボランティア活動、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの参加を促進するとともに、各種活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

施策 3. 保健・医療の充実に取り組みます

発達障害や各種疾病の早期発見・早期療育とともに、疾病の早期治療、障害の軽減、心身機能の維持・回復を促進するため、地域医療体制の整備やリハビリテーションの充実を努めます。

施策 4. 一人一人のライフスタイルに合わせた生活を応援します

施設から地域移行、あるいは在宅での生活を支えるため、障害福祉サービスの保健・医療サービス等に関する情報提供や身近な相談体制、専門的な相談対応の充実を図ります。

また、障害のある人が必要なサービスを適切に利用し、自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスをはじめ地域生活支援事業等のサービスの充実を図ります。

施策 5. 心のバリアフリーを広めます

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合う共生社会を実現できるよう、障害及び障害のある人に関する理解を促進し、町民と障害のある人との心の壁をなくすため、広報活動を充実します。

施策 6. 生活の安心・安全の確保を図ります

誰もが快適で暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に努めます。このため、障害のある人や高齢者など全ての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等の生活空間のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人に配慮した地域ぐるみの防災、防犯対策を推進します。

資料 2 障害者総合支援法の概要

(1) 目的の改正

法の目的で「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む」との表記を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことが明記されました。

(2) 基本理念の創設

第1条の2に新たに「基本理念」が創設され、

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③全ての障害のある人及び障害のある子どもが可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されること
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥障害のある人及び障害のある子どもにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが掲げられました。

(3) 障害者・障害児の範囲の見直し

法が対象とする障害者の範囲について、これまで示されていた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者）が加えられました。

(4) 障害支援区分の創設

障害者自立支援法の「障害程度区分」について、名称を「障害支援区分」に改めるとともに、区分の認定が障害の多様な特性や心身の状態に応じて適切に行われるよう、認定調査項目や各項目の判断基準等の見直しが行われました。

(5) 障害のある人に対する支援の拡充

①重度訪問介護の対象拡大

これまで「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害のある人」とされてきた対象を「重度の肢体不自由者その他の障害のある人であって常時介護を要するものとして厚生

労働省令で定めるもの」に改正され、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対象が拡大されました。

②ケアホームとグループホームの一元化

共同生活を行う住居における介護サービスを柔軟に提供できるよう、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）がグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進が図られました。また、一人暮らしをしたいというニーズに応じていく観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。

③地域移行支援の対象拡大

住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を内容とする「地域移行支援」の対象（障害者支援施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人）に保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人が加えられました。

④地域生活支援事業の拡大

障害のある人に対する理解を深めるため、市町村が行う事業に下記の事業が追加されました。

- 1) 研修や啓発を行う事業
- 2) 意思疎通支援を行う者を養成する事業等

【市町村】

- ア) 障害のある人に対する理解を深めるための研修・啓発
- イ) 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ウ) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- エ) 意思疎通支援を行う者の養成

（6）サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項として追加
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化（P D C Aサイクルに沿った障害福祉計画の見直し）
- ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害のある人等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

資料 3 用語の解説

あ行

【一般就労】

障害者総合支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援 A 型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。平成 10 年 3 月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

か行

【学習障害（LD：Learning Disabilitiesあるいは Learning Disorders の略語）】

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害等の障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

【グループホーム】

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障害のある人や精神障害のある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親せき、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。

【健康づくり計画】

「健康増進法」に基づき、健康づくり施策を効果的に実施していくため、町の健康課題を捉え市民の健康寿命の延伸を目的に健康増進事業の内容を定めるものです。

【高次脳機能障害】

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が生じた状態を、「高次脳機能障害」といいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制が利かなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

【広汎性発達障害】

社会性の発達の遅れを中心とする発達障害の総称で、小児自閉症、アスペルガー症候群等が含まれます。

【高齢化率】

国連は65歳以上を高齢者としており、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。我が国の高齢化率は、団塊の世代が高齢者になる平成26年に26.0%に上昇しました。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、我が国は30年ほどで移行しています。

【高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画】

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るために策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために策定する計画です。

【子ども・子育て支援計画】

平成27年4月に子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことに伴い、実施主体である市町村が5年を1期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の円滑な実施に関する事項などについて基本的な理念や方針を定める計画です。

さ行

【総合計画】

地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画で、どのような自治体を目指すのか、目指すべき都市像を定めたり、そのためにどのような施策を行っていくのか、自治体に関わる様々な分野の事務事業について記載しているものです。

【特別支援学校】

障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う、特別支援教育を進めていく上で、また、障害の重度・重複化に対応するため、それまで障害種別に設けられていた盲・聾・養護学校が、障害種別を超えた「特別支援学校」とされました。

学校教育法では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定しています。また、同法では、「特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定しています。

【自閉症】

発達障害の一つで、①対人関係の障害、②コミュニケーションの障害、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴をもつ。現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合があります。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、昭和 26 年(1951 年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、都道府県、市区町村単位に 1 つずつ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

【ジョブコーチ】

障害のある人が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人をいいます。障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える「職場適応援助者」ともいいます。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12 年 4 月からスタートした制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

た行

【地域福祉計画】

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

【地域包括ケアシステム】

高齢者や障害のある人が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の 5 つの分野で一体的に受けられる支援体制のことです。

【注意欠陥・多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）】

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものです。

また、7歳前に現れ、その状態が継続し、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

な行

【内部障害】

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つの障害の総称です。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等も障害のある人の定義に加えられました（平成25年4月1日施行）。当初対象疾病は130疾病でしたが、その後段階的に拡大され、令和元7月から361疾病に拡大されました。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、その後段階的に拡大され令和元年7月から333疾病に拡大されました。（※障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広がっています。）

【ノーマライゼーション】

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つです。障害のある人となない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常（ノーマル）なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含みます。

は行

【発達障害】

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

【バリアフリー】

障害のある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことを指していますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指しています。

ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分があります。

【療育】

「療」は医療、「育」は養育・保育のことで、障害のある子どもが自立できるよう、診断・治療・教育を行うことです。なお、「療育手帳」は、知的に障害のある人や子どもに交付される手帳です。

【レスパイトケア】

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障害児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

資料 4 吉岡町障害者計画等策定協議会

4 - 1 吉岡町障害者計画等策定協議会設置要綱

平成24年5月30日

訓令第36号

改正 令和元年12月13日訓令第80号

令和2年2月14日訓令第8号

令和2年5月1日訓令第57号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく吉岡町障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく吉岡町障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく吉岡町障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に当たり、有識者の意見を聴取し、及び意見交換をし、専門的知識や意見を町政に反映させることを目的として、吉岡町障害者計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、障害者計画等の策定及び変更が完了するまでとする。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、事務局が招集する。

2 会議の進行を行わせるため、会議に座長を置く。

3 座長は、委員の互選により定める。

4 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、介護福祉課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年訓令第80号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第57号）

この訓令は、公布の日から施行する。

4 - 2 吉岡町障害者計画等策定協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
宿谷 忍	吉岡町社会福祉協議会 会長	
柴崎 喜朗	吉岡町身体障害者自立更生会 会長	
富澤 京子	吉岡町知的障害児(者)父母の会 会長	
笹澤 繁男	渋川地区精神障害者家族会(いずみ会) 監事	
小池 理久	吉岡町民生委員・児童委員協議会 会長	会長
佐藤 政次	渋川市聴覚障害者福祉協会 副会長	
飯塚 秀利	渋川広域障害福祉なんでも相談室 室長	
大林 喬充	社会福祉法人薫英会 薫英荘 施設長	
狩野 敦	地域活動支援センターよしか 施設長 よしか相談支援事業所 管理者	

吉岡町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
吉岡町障害福祉 すまいるプラン

発行日 令和3年3月

発行 吉岡町役場

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

電話：0279-54-3111（代表）

企画・編集 介護福祉課 福祉室
